

政令第 号

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の七第二項第二号、第五十五条の八第一項及び同条第三項において準用する同法第五十五条の七第三項から第五項までの規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「荷さばき」の下に「又は保管」を加え、同条第二項各号中「荷さばき施設」の下に「又は保管施設」を加える。

第十一条を削る。

第十条第一項中「第五十五条の八第一項」を「第五十五条の九第一項」に改め、同条第二項中「第五十五条の八第二項」を「第五十五条の九第二項」に、「第五十五条の八第一項」を「第五十五条の九第一項」に改め、第二章中同条を第十一条とする。

第九条中「第五十五条の八第一項」を「第五十五条の九第一項」に改め、同条を第十条とする。

第八条の次に次の三条を加える。

(特別特定技術基準対象施設の改良に要する費用に充てる資金の貸付けを受ける者の基準)

第九条 法第五十五条の八第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該特別特定技術基準対象施設の改良に関し、次の要件に適合する工事实施計画を有する者であること。

イ 法第三条の三第九項の規定により公示された港湾計画において定められた特別特定技術基準対象施設の改良の計画に適合すること。

ロ 当該特別特定技術基準対象施設が、非常災害が発生した場合においても、大量の土砂その他の物件を法第五十五条の八第二項に規定する水域施設に流入させることがないよう必要な強度を有するものであること。

二 当該特別特定技術基準対象施設の改良後の強度の低下の防止又は軽減に資する管理運営計画を有する者であること。

三 第一号の工事实施計画及び前号の管理運営計画を実施するため適切な資金計画及び収支計画を有する

者であること。

四 当該特別特定技術基準対象施設の改良及び管理を適確に行う能力を有する者であること。

(特別特定技術基準対象施設の改良に係る港湾管理者に対する貸付金の金額)

第九条の二 法第五十五条の八第一項の政令で定める金額は、当該特別特定技術基準対象施設の改良に要する費用に充てる資金として港湾管理者がする同項の貸付けの金額の二分の一以内の金額とする。

(貸付けの条件の基準及び加算金の規定の準用)

第九条の三 第五条及び第六条の規定は、法第五十五条の八第一項の国の貸付け及び同項の国の貸付けに係る国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者の貸付けについて準用する。この場合において、第五条第一項第五号並びに第六条第三号、第六号、第七号イからハまで、第九号及び第十号中「特定用途港湾施設」とあるのは「特別特定技術基準対象施設」と、同項第五号及び同条第六号中「建設又は改良」とあるのは「改良」と、同条第八号中「第二条各号」とあるのは「第九条各号」と読み替えるものとする。

2 第七条及び第八条の規定は、法第五十五条の八第三項において準用する法第五十五条の七第三項の加算

金について準用する。この場合において、第八条第一項中「第五十五条の七第四項」とあるのは「第五十条の八第三項において準用する法第五十五条の七第四項」と、「第五十五条の七第一項」とあるのは「第五十五条の八第一項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年七月一日）から施行する。

（内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令の一部改正）

2 内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第五号ホ中「第五十五条の八第一項」を「第五十五条の九第一項」に改める。

理由

港湾法の一部を改正する法律の施行に伴い、特別特定技術基準対象施設の改良に要する費用に充てる資金の貸付けを受ける者の基準等を定める必要があるからである。